

## 第 16 章 準備書についての知事の意見

「圏央道幸手 IC（仮称）東側地域の整備計画に係る環境影響評価準備書」に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第 16 条の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

### 意見書

圏央道幸手 IC（仮称）東側地域の整備計画の環境影響評価の実施にあたっては、下記の事項を勘案して環境影響評価の調査、予測、評価及び環境保全措置並びに事後調査を検討すること。

### 記

#### 1 全般的事項

企業の進出にあたっては、工場の建設・稼働に伴う公害の発生を防止するよう指導すること。

また、進出企業には、周辺の農業環境に調和した環境整備に努めるよう指導すること。

#### 2 騒音

計画地騒音予測地点 での暗騒音が環境基準を超えており、将来の圏央道開通や進出企業の稼働により、更なる悪化が予測される。

このため、特定の道路へ自動車交通を集中させない交通計画等により、周辺民家への影響をできるだけ抑えるよう配慮すること。

#### 3 水質、土壌及び水象

(1) 計画地内には地下水の水道水源があることから、搬入される盛土材や進出企業による土壌・地下水汚染防止に十分留意すること。

(2) 進出企業は、雨水の利用や透水舗装など、地下水のかん養に努めること。

#### 4 動植物及び生態系

動植物及び生態系のミティゲーションにあたっては、移植・仮置き、事後調査を含めた管理のあり方については、専門家の指導・助言を求め、モニタリングを含めた順応的な管理をすること。

#### 5 景観

(1) 周囲の田園風景と調和した郷土種を用いて外周緑地を創出すること。

(2) 周辺の田園環境を損なわないよう建築物の色彩の制限や光害の防止について進出企業を指導すること。

(3) 景観の予測地点に近景を加え、開通される圏央道も含めた予測とすること。

